

令和7年2月26日付け豊見城市公告第11号「豊見城市普通財産(土地)貸付一般競争入札」に係る質問と回答(通知用)

		質問	回答
A社	1	・本件賃借した場合、弊社から第三者へ一部賃貸は可能でしょうか。	・契約書案に記載しているとおり、貸付人の承認を得た場合、可能となります。
A社	2	・ドライバー向け休憩所等のプレハブ設置は可能でしょうか。	・本件は、今後の利用形態が定まるまでの間、土地の有効活用を図るため、貸付けに係る一般競争入札を行うもので、豊見城市普通財産の管理及び処分規程第3条第3号に該当する貸付となります。プレハブの設置は可能ですが、貸付期間終了後、撤去することを前提とした貸付であることを留意してご検討ください。
A社	3	・弊社が仮に賃借した場合、主にトラックヤード使用を想定しており、現状の地面状況では利用しにくいいためアスファルト仕様が必要がありますが、その場合の施工費用はどのようにお考えでしょうか。	・施工費用は、借受人の費用となります。なお、契約書案に原状回復に関する条項が記載されているので、ご確認ください。また、原状回復の方法等は、貸付人及び借受人との協議となります。
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		